

貸借対照表
(令和7年3月31日現在)

自治体名・泉北環境整備施設組合

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	7,898,244	固定負債	5,036,665
有形固定資産	7,898,244	地方債	4,609,832
事業用資産	6,656,524	長期未払金	-
土地	1,966,161	退職手当引当金	408,742
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	10,039,821	その他	18,091
建物減価償却累計額	-5,494,080	流動負債	617,590
工作物	641,892	1年内償還予定地方債	564,631
工作物減価償却累計額	-497,270	未払金	-
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	31,059
航空機	-	預り金	14,573
航空機減価償却累計額	-	その他	7,327
その他	-	負債合計	5,654,255
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	-	固定資産等形成分	7,898,244
インフラ資産	369,481	余剰分(不足分)	-5,528,895
土地	101,859		
建物	-		
建物減価償却累計額	-		
工作物	2,926,581		
工作物減価償却累計額	-2,658,959		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	-		
物品	23,529,858		
物品減価償却累計額	-22,657,619		
無形固定資産			
ソフトウェア	-		
その他	-		
投資その他の資産			
投資及び出資金	-		
有価証券	-		
出資金	-		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	-		
長期貸付金	-		
基金	-		
減債基金	-		
その他	-		
その他	-		
徵収不能引当金	-		
流動資産			
現金預金	125,360		
未収金	108,104		
短期貸付金	-		
基金	-		
財政調整基金	-		
減債基金	-		
棚卸資産	17,256		
その他	-		
徵収不能引当金	-	純資産合計	2,369,349
資産合計	8,023,604	負債及び純資産合計	8,023,604

行政コスト計算書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

自治体名: 泉北環境整備施設組合

(単位: 千円)

科目	金額
経常費用	3,094,509
業務費用	3,083,226
人件費	402,666
職員給与費	328,711
賞与等引当金繰入額	31,059
退職手当引当金繰入額	33,617
その他	9,279
物件費等	2,625,574
物件費	1,243,176
維持補修費	549,095
減価償却費	624,623
その他	208,680
その他の業務費用	54,986
支払利息	54,986
徴収不能引当金繰入額	—
その他	—
移転費用	11,283
補助金等	10,196
社会保障給付	—
他会計への繰出金	—
その他	1,087
経常収益	1,128,322
使用料及び手数料	423,243
その他	705,079
純経常行政コスト	1,966,187
臨時損失	—
災害復旧事業費	—
資産除売却損	—
投資損失引当金繰入額	—
損失補償等引当金繰入額	—
その他	—
臨時利益	315
資産売却益	315
その他	—
純行政コスト	1,965,872

純資産変動計算書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

自治体名:泉北環境整備施設組合

(単位:千円)

科目	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)	
前年度末純資産残高	3,341,339	9,271,116	-5,929,777	
純行政コスト(△)	-1,965,872		-1,965,872	
財源	1,819,569		1,819,569	
税収等	1,817,980		1,817,980	
国県等補助金	1,589		1,589	
本年度差額	-146,303		-146,303	
固定資産等の変動(内部変動)		-547,185	547,185	
有形固定資産等の増加		77,438	-77,438	
有形固定資産等の減少		-624,623	624,623	
貸付金・基金等の増加		-	-	
貸付金・基金等の減少		-	-	
資産評価差額	-	-	-	
無償所管換等	-825,687	-825,687		
その他	-	-	-	
本年度純資産変動額	-971,990	-1,372,872	400,882	
本年度末純資産残高	2,369,348	7,898,243	-5,528,895	

資金収支計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

自治体名:泉北環境整備施設組合

(単位:千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	2,307,011
業務費用支出	2,295,728
人件費支出	449,044
物件費等支出	1,791,698
支払利息支出	54,986
その他の支出	—
移転費用支出	11,283
補助金等支出	10,196
社会保障給付支出	—
他会計への繰出支出	—
その他の支出	1,087
業務収入	2,718,417
税収等収入	1,797,170
国県等補助金収入	1,589
使用料及び手数料収入	423,243
その他の収入	496,415
臨時支出	—
災害復旧事業費支出	—
その他の支出	—
臨時収入	—
業務活動収支	411,406
【投資活動収支】	
投資活動支出	71,650
公共施設等整備費支出	71,650
基金積立金支出	—
投資及び出資金支出	—
貸付金支出	—
その他の支出	—
投資活動収入	21,125
国県等補助金収入	—
基金取崩収入	—
貸付金元金回収収入	—
資産売却収入	315
その他の収入	20,810
投資活動収支	-50,525
【財務活動収支】	
財務活動支出	514,855
地方債償還支出	508,437
その他の支出	6,418
財務活動収入	50,800
地方債発行収入	50,800
その他の収入	—
財務活動収支	-464,055
本年度資金収支額	-103,174
前年度末資金残高	196,705
本年度末資金残高	93,531
 前年度末歳計外現金残高	12,820
本年度歳計外現金増減額	1,753
本年度末歳計外現金残高	14,573
本年度末現金預金残高	108,104

注記

注記□

□

【1】重要な会計方針□

□

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法□

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。□
また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしております。□

□

②有価証券等の評価基準及び評価方法□

・出資金のうち、市場価格があるもの会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。□
該当なし□

□

・出資金のうち、市場価格がないもの出資金額をもって貸借対照表価額としております。□
該当なし□

□

③有形固定資産等の減価償却の方法□

・有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）□
定額法を採用しております。□

・無形固定資産□

定額法を採用しております。□

□

④引当金の計上基準及び算定方法□

・徴収不能引当金□

該当なし□

・賞与引当金□

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。□

・退職給付引当金□

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。□

・損失補償引当金地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っております。□

□

⑤リース取引の処理方法□

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております（少額リース資産及び短期のリース取引には□簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております）。□

□

⑥資金収支計算書における資金の範囲□

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としております。□

□

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項□

消費税等の会計処理□

税込方式によっております。□

□

【2】重要な会計方針の変更等□

□

①会計方針の変更□

平成28年度より統一的な規準による地方公会計マニュアルに基づき財務書類を作成しています。□

□

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」との比較可能性をはかるため、開始時において、道路、河川及び水路の敷地に□については、再調達価格とさせてきましたが、当時において取得原価が判明するものは取得原価、取得原価が不明なものは備忘価格1円に訂正しております。□

□

②表示方法の変更□

該当なし□

□

③資金収支計算書における資金の範囲の変更□

該当なし□

□

【3】重要な後発事象□

□

①主要な業務の改廃 □

黒石最終処分場排水管布設工事を和泉市へ移管したことに伴い、有形固定資産が減少しています。□

□

②地方財政制度の大幅な改正 □

該当なし□

□

③重要な災害等の発生 □

該当なし□

□

④その他重要な後発事象□

該当なし□

□

【4】偶発債務□

□

該当はありません。□

□

【5】追加情報□

□

①対象範囲（対象とする会計） 一般会計□

□

②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異 □

□

③出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数を□もって会計年度末の計数としている旨、財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の□計数をもって会計年度末の計数としております。□

（地方自治法 235 条の 5 「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）□

□

④表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合がある。□

□